

五島の未来はひと選び!!

丸田たかあき

後援会討議資料



丸田たかあき 私が変える。」

2017年市議会議員選挙落選。あれから3年、残り7か月を切つてしまいましたが。投票の翌早朝、馬場交差点で無言での立ち。現場に一人立つまでの葛藤は48年間の人生経験で味わったことのない貴重な体験でありました。その感情は落選した事実へ対しての恥ずかしさではなく、悔しさでもなかった。予想だにしていなかった自分への期待に貴重な一票を投じて下さった有権者の皆様に対しての次への約束を見て頂きたかったです。

その気持ちを大事に後援会活動をひたすら地道になして歩み続け、一人でも多くの有権者の皆様へ私の政治信条を訴えていくしかないのです。

私の「初挑戦！」は、「再挑戦！」へと新化(進化)し続けています。

挑戦者 丸田たかあきは『ふるさと五島の未来』『市民の利益』のために全力投球いたします。



選挙の時だけ【市民が主役】

野口市長は「今回、財産の譲渡が認められたので、施設のある玉之浦町の農業の振興につなげていきたい」

10円売却
問題無し

市議会議員 市長が大事

議会上程がなければここまで発展しなかった。全ては野口10円市長と市議会議員承認議員(三浦直人・木口利光・野茂勇司臣・明石博文・山田洋子・古川雄一・片峰亨・神之浦伊佐男(監査委員)・宗藤人・相良尚彦・荒尾正登。以上11名)がしでかしたのである。来年の



五島市には市民要らず 市民不在の五島市議会

『これこれこうやけん、私は賛成する』っていう話をすべきところ、『図書館では8年の空白、大浜の市民の活動は無意味』と。他の議員からの『関係ないだろう!』のヤジは、まさにそのとおり。

【連絡先】
五島市中央町7番地25
丸田たかあき後援会事務所
090-2080-8438

次回選挙まで
あと7回発行

【市議選、有権者市民の皆様参考になさって下さい】市民に大損させた市長と現職議員たち。

監査委員2名による『合議』での監査結果。議会では監査結果に反逆した五島市消防団長であり市監査委員の神之浦伊佐男市議会議員。市監査事務局の市川事務局長は私に口外した「二重人格者」。

ちなみに2人の監査委員の結論が別れた場合には、監査結果はそれぞれの意見が記されること。

もう一度行っておく、監査委員2名による『合議』での監査結果。議案採決では監査結果に反逆して賛成に起立した監査委員で市議員の神之浦伊佐男。

【焼却場に至ってはです、安全と言いつつ、反対運動を鎮めるどころか無駄な請願を繰り返して、あげくは何の意味もない調停に申し立て。その結果、大浜地区の見返り事業はゼロというような悲惨な結果に終わっています。市民を愚弄し、しかもいびつで無責任な活動に比べれば、この10円譲渡は針の穴より小さな議案であります。】

※愚弄とは、こばかにして、からかうこと。
※いびつとは、物事の状態が正常でないこと。また、そのさま。

三浦議員、頭大丈夫か? そもそも市民活動は憲法で保証(日本国憲法第21条)されているのであり、市民の代表たる議員が市民活動に対して「愚弄、いびつ、無責任な活動」と罵った議員の発言こそ、市民を愚弄し、いびつで無責任な本会議での発言なのである。

三浦議員を支持されて一票を投じた市民の皆さん、結局は選んだ責任が有権者に返ってくるのです。

あらよね

市民運動(活動)とは、政治的または社会的な問題の解決を目指して、市民が民主主義を基礎として権利意識を自覚し階層の違いを超えた連帯を求めるとともに、特定の共通目的を達成しようとする政治運動、あるいは社会運動なのである。



また、今回、不動産鑑定士が168万円の金額を計算するのに44万円を支払っている。議会の議決を経るという一本に絞っていれば、鑑定費は不要だったと考えている。との意見を言われていたが、議会の議決を経るためには「無償譲渡ではなかった」「評価委員会が評価した適正な価格」でない場合に議会に諮る必要があるので、昨年9月の定例会にて久保・田端部長が答弁している。不動産鑑定士による評価額を監査委員は適正な価格だとして10円に減額して譲渡するのであれば議会の議決を経るようにと「逃場」を作ったあげたのだ。評価額が算定されなければ監査委員は結果を出せなかったのである。44万円の鑑定費用が無駄な支出だと言いたいのであれば、監査委員会へ住民監査請求を提出してみるが良い。

自民党衆議院議員 谷川弥一代議士も三浦直人、宗藤人の両議員の賛成討論にはしかめつたらだったようである。

市民に損をさせる市長 そもそもどうなの!?

厚顔無恥とはこのことだ。正義より自分の利益を求め人々。野口市長は、地方自治法違反の法律違反をやらかした。五島の施設物を1つの法人に全部で10円(1施設物1円)で売ったことである。不動産鑑定士の評価は168万円という。五島の市監査委員から違法だから、損害を払うか、10円で売ること議会に承認させるといった(売った後になって、売つていいですかと議会の承認を得ること(追認)はできない話なのだ、判例で例外的に追認を合法と認めた例を真似したのだから。裁判にすればどうなるか分からん)。市長は、損害を払うのが嫌だったのか、168万円を販売代金10円を控除して、残りの分は寄付したことに変更する案を出した。厚顔無恥議員たちは、これに賛成した。損した分は自分の税金だから、俺の懐は痛まないちゅうことだろう。

市長の説明はまったく公益性の説明になってない。公益性がない以上、違法である。つまり法律違反なのだ。議員がそれを追認しても、法律違反は違反のままなのだ(こんなことも理解できない議員違法を追認しただけの意味しかない)。住所・五島市上津町 名前・西海 太郎